

環境省告示第 号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十一条第五項の規定に基づき、風景地保護協定の認可の申請があつたので、同法第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十一年十月一日

環境大臣 小沢 鋭仁

一 風景地保護協定の名称

下荻の草風景地保護協定

二 風景地保護協定区域

熊本県阿蘇市一の宮町大字荻の草字中芳ヶ宇土六一三番一の一部及び大字中通字北山二七九六番

一の一部

三 風景地保護協定の有効期間

平成二十一年十月十五日から平成二十六年十月三十一日まで

四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法

公園管理団体財団法人阿蘇グリーンストックは、次に掲げるところにより、自然の風景地の管理を行うものとする。

- (一) 当該区域に係る土地における輪地切り、輪地焼き、野焼き等の草原の景観を維持するために必

要な行為を行うこと。

(二) (一)に定める行為の遂行に支障のない範囲で、当該土地の所有者である阿蘇市並びに使用及び収益を目的とする権利を有する者である下荻の草牧野組合の承諾を得て、当該土地の一部を一般の利用のために公開すること。

## 五 風景地保護協定の縦覧場所

環境省自然環境局国立公園課及び九州地方環境事務所

## 六 備考

縦覧期間は、公告の日から起算して二週間とし、関係者は、当該縦覧期間満了の日（平成二十一年十月十四日）までに、縦覧に供された風景地保護協定について、環境大臣に意見書を提出することができるとができる。

なお、意見書の提出先は、東京都千代田区霞が関一 二二 二環境省自然環境局国立公園課である（郵便番号一〇〇 八九七五）。